



長野県報

3月30日(土)
令和6年
(2024年)
号外

目次

条例

長野県県税条例の一部を改正する条例(税務課)..... 1

規則

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則(税務課)..... 3

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例(条例第34号)

1 地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり改正したほか、所要の改正を行いました。

(1) 個人県民税の定額減税

令和6年度分の個人県民税について、定額による所得割の額の特別控除を実施することとしました。

(2) 不動産取得税

住宅の取得及び土地の取得に係る税率を4%から3%へと軽減する特例措置の適用期限を令和9年3月31日(改正前:令和6年3月31日)としました。

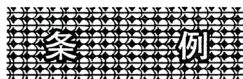
(3) 狩猟税

対象鳥獣捕獲員等の狩猟者登録に係る課税免除等の特例措置の適用期限を令和11年3月31日(改正前:令和6年3月31日)としました。

(4) 過疎地域における事業に係る課税免除の適用期限の延長

過疎地域の市町村が定める産業振興促進区域内において設備の取得等をした者に対する事業税、不動産取得税及び固定資産税に係る課税免除の特例措置の適用期限を令和9年3月31日(改正前:令和6年3月31日)としました。

2 この条例は、令和6年4月1日から施行します。



地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分した長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年3月30日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第34号

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第8条中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定により規則で定める基準を満たしている者として知事が徴収金の収納の事務を委託した者」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者(徴収金の収納に関する事務の委託を受けた者に限る。)」に改める。

第18条第4項中「(昭和22年法律第67号)」を削る。

第25条第1項第4号中「と個人の市町村民税の課税額」を「、個人の市町村民税の課税額及び森林環境税の課税額」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 森林環境税（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第1条に規定する森林環境税をいう。次号において同じ。）の課税額の総額

第144条の3第1項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第4条の4の4の次に次の2条を加える。

（令和6年度分の個人の県民税の特別税額控除）

第4条の4の5 令和6年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次項及び次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第21条から第21条の5まで、附則第2条第2項、附則第4条第1項、附則第4条の4の2第1項、附則第4条の5及び附則第4条の8第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の県民税に係る令和6年度分特別税額控除額は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が1万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族（法第34条第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において「控除対象配偶者等」という。）を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額）を超える場合には1万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額）に第1号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額）とし、個人の住民税の所得割の額が1万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額）を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の第21条から第21条の5まで、附則第2条第2項、附則第4条第1項、附則第4条の4の2第1項、附則第4条の5及び附則第4条の8第1項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(2) 特別税額控除対象納税義務者の法第314条の3、法第314条の6から第314条の9まで、法附則第3条の3第5項、法附則第5条第3項、法附則第5条の4の2第5項、法附則第5条の5第2項及び法附則第7条の2第4項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

3 前2項の規定の適用がある場合における第21条の5第2項及び附則第4条の5の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額（附則第4条の4の5第1項及び第2項の規定の適用を受ける前のものをいう。）」とする。

（令和7年度分の個人の県民税の特別税額控除）

第4条の4の6 令和7年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者及び法第34条第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。）を有するものに限る。）の第21条から第21条の5まで、附則第2条第2項、附則第4条第1項、附則第4条の4の2第1項、附則第4条の5及び附則第4条の8第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の県民税に係る令和7年度分特別税額控除額は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が1万円を超える場合には1万円に第1号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額）とし、個人の住民税の所得割の額が1万円を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の第21条から第21条の5まで、附則第2条第2項、附則第4条第1項、附則第4条の4の2第1項、附則第4条の5及び附則第4条の8第1項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(2) 特別税額控除対象納税義務者の法第314条の3、法第314条の6から第314条の9まで、法附則第3条の3第5項、法附則第5条第3項、法附則第5条の4の2第5項、法附則第5条の5第2項及び法附則第7条の2第4項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

附則第4条の7中「附則第4条の6第1項」を「附則第4条の8第1項」に改める。

附則第5条第3項中「第21条の3」の次に「、附則第4条の4の5第2項及び附則第4条の4の6第2項」を加え、「同条」を「第21条の3」に、「あるのは、」を「あるのは」に、「する」を「、附則第4条の4の5第2項第1号及び附則第4条の4の6第2項第1号中「及び附則第4条の8第1項」とあるのは「、附則第4条の8第1項及び附則第5条第2項」とする」に改める。

附則第6条第3項に次の1号を加える。

(3) 附則第4条の4の5及び附則第4条の4の6の規定の適用については、附則第4条の4の5第1項及び附則第4条の4の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第6条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第4条の4の5第2項第1号及び附則第4条の4の6第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第6条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第7条第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第4条の4の5及び附則第4条の4の6の規定の適用については、附則第4条の4の5第1項及び附則第4条の4の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第4条の4の5第2項第1号及び附則第4条の4の6第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条第1項の規

定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第9条第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第4条の4の5及び附則第4条の4の6の規定の適用については、附則第4条の4の5第1項及び附則第4条の4の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第4条の4の5第2項第1号及び附則第4条の4の6第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第11条第4項に次の1号を加える。

(5) 附則第4条の4の5及び附則第4条の4の6の規定の適用については、附則第4条の4の5第1項及び附則第4条の4の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第4条の4の5第2項第1号及び附則第4条の4の6第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第11条の3第2項中「第31条第5項第2号」を「第31条第3項第2号」に改める。

附則第13条の3中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附則第14条第1項、第16条の2第1項及び第3項並びに第17条の4第1項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

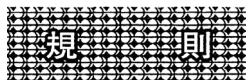
附則第19条及び第20条第1項中「令和6年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(納付又は納入方法に関する規定の適用)
- 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の長野県県税条例（次項及び附則第3項において「新条例」という。）第8条の規定の適用については、同条中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者（徴収金の収納に関する事務の委託を受けた者に限る。）」とあるのは、「地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者（徴収金の収納に関する事務の委託を受けた者に限る。）若しくは地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定により同項に規定する従前の公金事務（徴収金の収納に関するものに限る。）を行わせている者」とする。
(県民税に関する規定の適用)
- 新条例第25条の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
(不動産取得税に関する規定の適用)
- 新条例附則第13条の3、第14条第1項並びに第16条の2第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、この条例の施行の日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
(長野県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 長野県県税条例の一部を改正する条例（平成31年長野県条例第16号）の一部を次のように改正する。
附則第4項の表中「附則第4条の6第1項」を「附則第4条の8第1項」に改める。

税 務 課



長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第28号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則（昭和34年長野県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「第6条の2の2」を「第6条の2の3」に改める。

第41条の2第1項中「個人の県民税払込書」を「個人の県民税及び森林環境税払込書」に改める。

第42条第1項中「個人の県民税課税状況報告書（当初分）」を「個人の県民税及び森林環境税課税状況報告書（当初分）」に改め、同条第2項中「又は個人の県民税課税状況報告書（確定分）」を「及び森林環境税課税状況報告書（調定額変更分）又は個人の県民税